

令和元年6月26日現在

機関番号：32652

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04492

研究課題名(和文)日本の私立女子高等教育機関創設への英国女子高等教育推進運動からの影響の包括的研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study on the Influence of the Movement of the Promotion of Higher Education for Women in England on the Establishment of Private Higher Educational Institutions for Women in Japan

研究代表者

佐野 正子 (Sano, Masako)

東京女子大学・現代教養学部・教授

研究者番号：80316778

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の第1の成果はイギリスにおける女子高等教育推進運動と宗教的寛容思想の関連の解明である。第2の成果は、イギリスにおけるこの運動の重要人物であるエリザベス・ヒューズが日本での女子高等教育創設を牽引した人物に与えた影響の解明である。第3の成果は、エリザベス・ヒューズの日本での講演活動の全体像の解明である。第4の成果は、宗教的寛容思想と教育の自由化の歴史的研究から得られる今日の日本の教育の課題への提言である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、英国における女子高等教育推進運動と宗教的寛容思想の関連性を解明したこと、日本の女子高等教育創設に際してのエリザベス・ヒューズの影響を具体的に実証したことである。本研究の社会的意義は、宗教的寛容思想と教育の自由化の歴史的研究の観点から、今日の日本の教育の課題に対して提言を行ったことである。

研究成果の概要(英文)：The first outcome of this research is that it elucidated the connection between the promotion of the higher education for women and religious toleration in England. The second outcome is that it elucidated how Elizabeth Hughes, who was an important figure in this movement, influenced important figures who advanced the establishment of the higher education for women in Japan. The third outcome is that it elucidated the whole picture of Elizabeth Hughes' lectures in Japan. The fourth outcome is that it presented possible hints which the historical study of religious toleration and liberalization of education can offer to the problems of education in contemporary Japan.

研究分野：人文学 教育学

キーワード：英国における女子高等教育 日本における女子高等教育 宗教的寛容思想 安井てつ 津田梅子 エリザベス・ヒューズ プューリタニズム 人格教育

1. 研究開始当初の背景

(1) 19世紀イギリスの女子高等教育推進運動については、従来の研究の蓄積に加えて、女子参政権運動、非国教徒の高等教育機関での学位取得推進運動との関連などより広い観点から研究を進める余地があること、特にピューリタニズムに端を発する宗教的寛容思想が、教育の自由化の思想的宗教的基盤となっていることが見過ごされていることが認識された。研究代表者はオックスフォード大学において非国教徒に開かれたマンスフィールド・コレッジの創設と女子高等教育の推進の両方に関わった T. H. グリーンの宗教思想研究とピューリタニズムの神学思想研究を行った経験から、女子高等教育推進運動の思想的・宗教的基盤の研究を開始する準備ができていた。

(2) イギリスでの女子高等教育推進運動における重要な人物であるエリザベス・ヒューズは、日本からイギリスに留学した津田梅子、安井てつと交流した。さらにヒューズ自身が日本を訪れ活発な講演活動を行うとともに、津田、安井以外にも日本における女子高等教育機関創設を牽引した人物たちと交流し影響を与えた。安井てつのイギリス留学期間中におけるケンブリッジ大学でのエリザベス・ヒューズとの交流およびオックスフォード大学での所属や活動および津田梅子との交流については、従来の伝記的研究の成果に加えて、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学での資料調査に基づく再検討の余地があることが認識された。

(3) 日本における高等教育機関の創設に対するイギリスの女子高等教育推進運動の影響において重要な役割を果たしたエリザベス・ヒューズの日本での講演活動については、スウェーデン体操や黒板画の導入等の部分的な研究はなされてきた。しかしその全体像が十分に示されておらず、ヒューズの著作との関連や日本の女子高等教育機関創設を牽引した人物たちとの交流をも視野に入れて検討を進める余地があることが認識された。研究代表者はヒューズの日本における講演活動の記録の調査を国立国会図書館所蔵資料を用いて始めており、より本格的な調査にとりかかる準備ができていた。

2. 研究の目的

(1) イギリスにおける女子高等教育推進運動は、非国教徒のための高等教育の推進運動と並行しており、それら教育の自由化運動の思想的宗教的背景に、ピューリタニズムに端を発する宗教的寛容思想との関連を理解することが本研究の第一の目的として設定された。

(2) エリザベス・ヒューズと、英国留学中の津田梅子および安井てつとの交流に関して現地資料の調査も含めて従来の研究より明確に把握すること、そして日本におけるその他の女子高等教育機関創設の指導者への影響の調査が本研究の第二の目的として設定された。

(3) エリザベス・ヒューズの日本での講演活動の全体像の解明のために、日本における彼女の講演活動記録の分析を進めるとともに、彼女の各種著作との関連にも注目し、従来の研究よりも包括的に理解することが本研究の第三の目的として設定された。

(4) 本研究の第二年度より、イギリスでの宗教的寛容思想を背景とする教育思想は日本における様々な年齢層の教育への応用が有効であることが認識され、宗教的寛容思想と教育の自由化の歴史的研究の応用として、今日の日本の教育の課題に対する提言を公表することが本研究の第四の目的として設定された。

3. 研究の方法

(1) イギリスにおける女子高等教育推進運動の背景としての宗教的寛容思想の調査のため、オックスフォード大学ボドレイアン図書館において高等教育史関連の文献と並んで教会史および神学関連の文献の調査を実施した。その際に、海外研究協力者との研究会議を開催し、トニー・タッカー牧師より神学的な観点から、ブライアン・ハリソン教授より歴史学的な観点から、マルコルム・デイヴィーズ教授よりオックスフォード大学のコレッジ制度の観点から、本研究の方向性についてアドバイスを受けた。

(2) イギリス留学中の津田梅子と安井てつが受けた学問的および宗教的な影響について、オックスフォード大学ボドレイアン図書館にて文献調査を行なった。また津田梅子が所属していたオックスフォード大学セントヒルダス・コレッジの公開資料の調査を行なった。さらに津田や安井を含めた日本の女子高等教育機関創設の指導者たちと日本滞在中のヒューズとの交流についてより包括的に把握するための資料調査を実施した。

(3) エリザベス・ヒューズの日本での講演活動の記録を国立国会図書館において包括的に複写・収集し、特に従来の研究で十分に解明されなかった講演の思想的意義に注目して分析を行

った。またオックスフォード大学ボドレイアン図書館にて従来の研究では取り上げられなかったヒューズの英語著作を複写・収集し、日本における講演の内容との関連の分析を行った。また彼女の兄で牧師であったヒュー・プライス・ヒューズの説教における宗教思想の分析も含めて、エリザベス・ヒューズの教育思想におけるキリスト教的な影響について包括的な検討を行った。

4. 研究成果

(1) 女子高等教育推進運動を含めた教育の自由化運動の基盤としての宗教的寛容思想の研究に関する中間的成果として、ジョン・ミルトンおよび17世紀のラディカルなセクトにおける宗教的寛容と自由の思想を解明し2017年度のピューリタニズム学会において「17世紀イングランドのピューリタニズムにおける宗教的寛容思想の神学的構造」と題する招待講演を行い、その内容を研究論文として出版した。またキリスト教の概説書『永遠の言葉』の分担執筆者として、宗教的寛容思想の教会史的背景としての宗教改革とピューリタニズムの解説を執筆した。

(2) 日本からイギリスへの留学生についての資料調査の過程において、日本におけるCongregationalismの指導者である高倉徳太郎がオックスフォード大学に留学しそこで受けた思想的影響の重要性を解明して、その成果を「高倉徳太郎とオックスフォード大学」として出版した。また留学中の安井てつをめぐり状況の解明のためにオックスフォード大学の女子コレッジの一つであるセントヒルダス・コレッジの図書館所蔵文書が重要な資料である可能性を突き止め、その調査は本研究に続く次の段階の研究課題として設定し、現地での調査のための準備を進めている。

(3) エリザベス・ヒューズの日本における講演活動の全体像の把握に向けた研究の中間的成果としては2016年度の日本キリスト教教育学会において「エリザベス・ヒューズ(1851-1925)におけるキリスト教人格教育思想 日本での講演活動を中心に」と題する口頭発表を行い、従来の研究では見過ごされていたヒューズの教育思想について明らかにすることができた。またヒューズに多大な影響を受けた日本における女子高等教育機関の一つ東京女子大学の創設以来の伝統を検討し、その成果として「東京女子大学と建学の精神」を出版した。これについてはその成果を世界に発信するために英語版“The Spirit of the Founders of Tokyo Woman’s Christian University”をも印刷版およびWeb版により公表した。さらにヒューズの日本の講演活動に関して、彼女の著作との関連等の観点も含め、最終成果としての研究論文の出版に向けた作業を進めている。

(4) 宗教的寛容思想と女子高等教育の発展の歴史研究から得られる、今日の日本の教育の課題に向けての提言的成果の一つとして、宗教改革における自由と寛容の精神が現代の課題に対して持つ意義を考察して「宗教改革と現代 自由と寛容の精神を求めて」を出版した。また道徳の科目化に際してキリスト教主義学校が直面する問題について宗教的寛容の観点から考察し、その成果をキリスト教学校伝道協議会において「キリスト教学校における道徳教育」と題する招待講演を行った。また特に東京女子大学の創立に関わった人物たちの精神が、キリスト教学校の教育に対して持つ意義について考察しその成果を「受け継ぐ宝」として出版した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

- (1) 佐野正子、「受け継ぐ宝」、『キリスト教学校教育』、720号、2019、p. 2、査読無
- (2) 佐野正子、「17世紀イングランドのピューリタニズムにおける宗教的寛容思想の神学的構造」、『ピューリタニズム研究』、12号、2018、pp. 13-19、査読無
- (3) 佐野正子、「思いやりのある子供に育てる」、『キリスト教保育』、595号、2018、pp. 4-5、査読無
- (4) Masako Sano, “The Spirit of the Founders of Tokyo Woman’s Christian University”, *Kyodan Newsletter*, No. 400, 2018, p. 3, 査読無
- (5) 佐野正子、「高倉徳太郎とオックスフォード大学」, 季刊『教会』、No. 106、2017、pp. 54-55、査読無
- (6) 佐野正子、「東京女子大学と建学の精神」、『日本基督教団福音主義教会連合』、483号、2017、pp. 8-9、査読無

- (7) 佐野正子、「宗教改革と現代 自由と寛容の精神を求めて」、『キリスト教保育』、査読無、585号、2017、pp. 38-39

〔学会発表〕(計 3 件)

- (1) 佐野正子、「キリスト教学校における道德教育」(招待講演)、キリスト教学校伝道協議会、2018
- (2) 佐野正子、「17世紀イングランドのピューリタニズムにおける宗教的寛容思想の神学的構造」(招待講演)、日本ピューリタニズム学会、2017
- (3) 佐野正子、「エリザベス・ヒューズ(1851-1925)におけるキリスト教人格教育思想 日本での講演活動を中心に」、『日本キリスト教教育学会』、2016

〔図書〕(計 1 件)

- (1) 菊池順、佐野正子他、聖学院大学出版会、『永遠の言葉』、2018、288

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：トニー・タッカー

ローマ字氏名：Tony Tucker

研究協力者氏名：ブライアン・ハリソン

ローマ字氏名 : Brian Harrison

研究協力者氏名 : マルコルム・ディヴィーズ

ローマ字氏名 : Malcolm Davies

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。